千葉県飲酒運転根絶計画 (案)



令和6年2月

千葉県飲酒運転根絶連絡協議会

目次

I	策定の経緯及び趣旨p.1	6 具体的な取組
2	現状と課題······p.2	(1)教育・知識の普及
		・啓発・意識の高揚p.15
3	基本方針p.12	(2)運転者対策······p.18
		(3)県民に対する支援p.19
5	推進体制及び評価·····p.14	(4)県民主体の取組·····p.21
		(5)公職にある者の飲酒運転の根絶p.22

策定の経緯・趣旨

- 令和3年6月28日、八街市内において、飲酒運転のトラック により児童5名が死傷する大変痛ましい交通事故が発生。
- 県、県民、事業者等が一体となって、飲酒運転の根絶に取り組むため、令和3年 | 2月28日「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が制定され、千葉県飲酒運転根絶連絡協議会が設置されたが、いまだに飲酒運転は後を絶たない。
- こうした現状を踏まえ、条例が令和5年6月28日に改正され、 罰則を含めた、飲食店営業者や事業者への対策を強化するととも に、飲酒運転根絶計画を策定することを定めた。
- 飲酒運転の根絶においては、運転者本人に対する啓発等に加え、 家庭、職場、地域等における飲酒運転は絶対しない、させない、 許さない環境づくりが重要である。本計画は、県民総ぐるみで 取組を推進するため、条例に基づき策定する。

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例(抄)

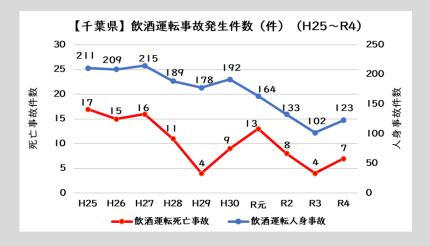
第二十条 (略)

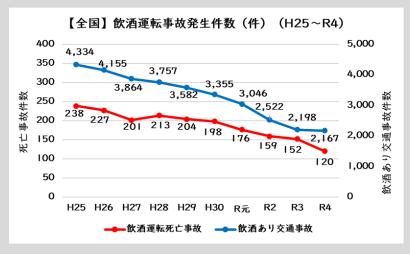
2 連絡協議会は、飲酒運転根絶計画の策定並びに飲酒運転の根絶を図るための施策の実施に関し必要な協議及び調整を行うものとする。

3 (略)

- 第二十一条 前条第二項の飲酒運転根絶計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 飲酒運転の根絶に関する教育、知識の普及、啓発、意識の高揚等に関する事項
- 二 飲酒運転の根絶を図るための体制に関する事項
- 三 その他飲酒運転の根絶に関し必要な事項
- 2 知事は、前項の飲酒運転根絶計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表するものとする。

参考





飲酒運転事故件数は減少傾向にあるが、県内では令和4年に増加に転じている。

2 現状と課題 (1)教育・知識の普及・啓発・意識の高揚

① 県民に対する啓発・意識の高揚

ア 県民に対する情報発信

- 令和3年度までに、39警察署管内に「飲酒運転根絶協議会」を設置してきた。
- 県全体への情報共有の円滑化を図るとともに、各協議会の 一体的な運用を図るため、県は、調整機関として「飲酒運転 根絶連絡協議会」を設置した。
- 県民だより等の広報媒体やYouTube等のSNS、千葉県飲酒 運転根絶連絡協議会等を活用して、飲酒運転の発生実態等の 情報発信を行ってきた。
- 積極的な情報発信のため、これまでの取組を整理した上で、 情報発信の方法や機会等を見直し、県が関係機関等と連携して 積極的かつ効果的な情報発信に努める必要がある。

イ 関係機関との連携(市町村)

• 市町村は、飲酒運転根絶協議会に参加する等、県、県警、 関係機関・団体と連携を図りながら、四季の交通安全運動の 実施に合わせた活動等、地域の実情に合わせた飲酒運転根絶 に向けた啓発活動を実施してきた。

(下表参考)

- 市町村は、住民との近さを活かし、引き続き県や県警の施策に積極的に協力する必要がある。
- 連絡協議会において、各協議会の取組状況の情報収集及び 共有等の支援を実施するなど、引き続き地域の実情に合わせた 取組を推進する必要がある。

市町村	取組名	取組内容
野田市	飲酒運転根絶に関する協定の締結	令和3年8月19日に野田警察署と協定を締結し、協定に基づき啓発活動等を実施している。
佐倉市	飲酒運転根絶宣言	令和4年3月28日、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という理念のもと、関係機関と連携し、飲酒運転根絶に向けて取り組んでいくことを宣言した。
八街市	交通安全強化月間の設定	令和5年6月を「交通安全強化月間」と定め、啓発活動及び青色パトロール車両による通学、下校時間帯の見守り活動の集中的な 実施を行った。
山武市	啓発物資配布	令和5年山武市二十歳を祝う会において、新成人に対し交通安全チラシ「飲酒運転の根絶」を配布した。
栄町	通学路点検の実施	教育委員会と道路管理者と警察で通学路の点検を行い、通学路のカラー塗装、飛び込み防止ポールを設置した。

現状と課題 (I)教育・知識の普及・啓発・意識の高揚

② 事業者に対する啓発・意識の高揚

飲酒運転根絶宣言事業所(店)制度

- 県警は、飲酒運転根絶機運の高揚を図ることを目的として、 令和元年から、県内の企業等を対象に「飲酒運転根絶官言」の 取組を推進してきた。
- 令和3年度から、県は「飲酒運転根絶宣言」制度を引き継ぎ、 募集対象を飲食店にも拡大した登録制度を創設した。
- 宣言事業所(店)の登録件数は県内の事業所及び飲食店の 約1%と少なく、当該事業の認知度も約3割と、未だ広報啓発 における改善の余地が見られる。
- 飲食店の規範意識の醸成や、利用客への抑止効果、さらには 取組の継続・活性化を図るためにも、本事業をより周知する他、 登録事業所(店)に対する具体的な支援措置の充実に向けて 検討する必要がある。

参考

宣言事業所(店)の登録数は、県内 事業所及び飲食店の約1%程度。

> 県内事業所数: 179,251 (件) R3.6.1 県内飲食店数: 19.814(件)R3.6.1

(令和3年 経済センサス)

飲酒運転根絶宣言事業所(店)登録数推移 2,000 1,000

イ 事業者、飲食店営業者等に対する取組

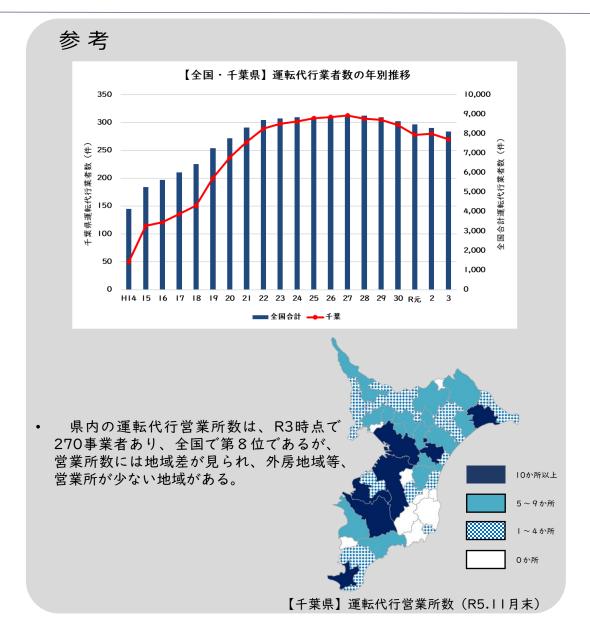
- 酒類販売店及び駐車場管理者対策の推進(利用者等への注意 喚起)については、令和4年度から酒類販売店の商品陳列棚や コインパーキングにおける飲酒運転禁止ステッカーの掲示による 啓発を推進してきた。
- 違反者の勤務先等への違反事実等の通知制度や飲食店における 飲酒運転防止措置の取組の推進(指示違反飲食店に対する公表 制度等)については、条例改正により、事業者に対する措置や 飲食店営業者に対する措置及び罰則を制定した。
- 従業員や、飲食店・駐車場利用者等、広く県民に対し飲酒 運転の防止に関する意識の醸成を図るため、取組の推進に あっては、駐車場管理者等との協力関係の構築が不可欠で あることから、引き続き、関係機関等を通じて、取組の協力 について働きかける必要がある。
- 県や県警は、飲食店及び事業者に係る通知について、遅滞 なく実施していく必要がある。

2 現状と課題 (1)教育・知識の普及・啓発・意識の高揚

② 事業者に対する啓発・意識の高揚

ウ 運転代行業との連携

- 自動車運転代行業は、飲酒運転を根絶するという社会的 使命を担っており、飲酒運転根絶に向けた取組を推進する上 で、必要不可欠な業態。
- 県及び県警は、全国運転代行協会等の関係団体と連携し、 計画的かつ定期的に集団指導や街頭指導・取締りを徹底し、 業界の健全化を図っている。
- 一方で、運転代行業は、コロナ禍において従業員数が減少 し、業界の存続のため国土交通省及び警察庁に対し協議書を 提出している。
- 運転代行の利用促進においては、全国運転代行協会等の 専門的知識を現場経験を有する業界団体と県との連携が必要 不可欠であるため、業界の健全化に向けた取組を継続して いく他、行政機関による運転代行の利用促進に係る広報を 含めた取組の具体的方法等について検討する必要がある。



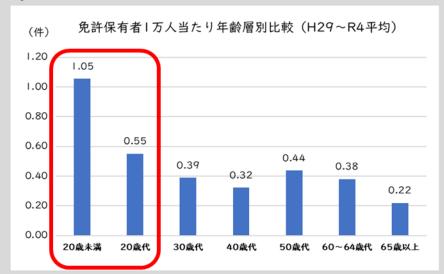
2 現状と課題 (1)教育・知識の普及・啓発・意識の高揚

③ 飲酒運転根絶に係る教育の実施

- 免許保有者一万人当たりの年齢層別では、若年層の発生件数が多いことが判明したことから、令和4年度から、 飲酒可能年齢に達する前の中学生や高校生をターゲットと したメッセージコンクールを開催し、最優秀作品を活用 した幅広い年代への啓発に活用している。
- 各事業者や幅広い年代への教育として、酒酔い状態の 疑似体験ができる「飲酒疑似体験ゴーグル」等の活用や 交通安全教育推進員の派遣を実施している。

- 引き続き、各年代に応じた交通安全教育のさらなる推進に加え、若年層への飲酒運転防止に関する交通安全教育を推進するため、交通安全教育の機会の拡充を図る必要がある。
- 特に、20代への教育の機会については、大学機関等の連携等 を検討する等、さらなる交通安全教育の機会の拡充を図る必要 がある。

参考



飲酒運転事故件数は、免許保有者一万人当たり年齢層別で比較すると、 30歳未満の件数が多い。(H29~R4平均)



メッセージコンクール表彰 (R5年度交通安全県民大会)

(2) 運転者対策

① 運転者に対する取締り・指導等の実施

ア 取締りの強化

- 千葉県警察交通安全緊急対策アクションプラン(R3.9~R5.3)において飲酒運転の取締りを強化したことにより、 飲酒運転だけでなく、飲酒運転を助長する罪(「同乗罪」、 「車両提供罪」、「酒類提供罪」)の検挙件数も増加傾向にある。
- 併せて、安全運転管理者未選任事業所対策の強化と安全 運転管理業務の周知及び指導の徹底を行ってきた。

- アクションプランの取組を継承し、運転者取締りにおいては、飲酒運転に関して提供された情報や覆面パトカー等を活用した飲酒運転取締りの推進及び飲酒運転を助長する罪の徹底検挙を推進していく必要がある。
- 安全運転管理者未選任事業所対策の強化と、安全運転管理 業務の周知及び指導を引き続き推進していく必要がある。

イ 飲酒運転取消処分者講習の実施(再犯防止)

- 県警では、飲酒運転取消処分者講習受講者に対して平素の 飲酒状況等の聞き取りを行うほか、カウンセリング等を行う 等、飲酒が運転に与える影響や危険性について指導している。
- 本県における飲酒運転事故当事者の再犯率については、 過去5年間 (H30~R4) で「6.7%」にとどまり、顕著に 高いとは言えないが、アンケート調査では、県民からのアル コール健康障害対策への期待値が高いことが分かった。

• アルコール依存症などのアルコール健康障害の疑いがある 受講者に対しては、当該受講者等に専門医療機関等を教示 する必要がある。

(2) 運転者対策

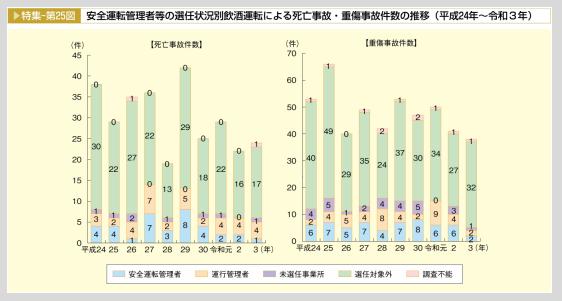
① 運転者に対する取締り・指導等の実施

ウ アルコール検知器の利用に係る取組

- 飲酒運転の防止装置であるアルコール・インターロック 装置については、平成22年度、貨物自動車運送事業法輸送 安全規則が改正されたこと等により運輸業界において普及が 進んでいるが、技術的課題のほか、費用面の課題がある。
- ハ街市内の飲酒運転事故を受け、県としてはアルコール・インターロック装置の普及について、令和3年7月に国土交通大臣宛「要望書」の一項目として要望した。
- また、八街市の飲酒運転事故を受け、警察庁では道路交通 法を改正し、安全運転管理者の業務の拡充等、事業所の飲酒 運転根絶に係る取組が強化された。
- 安全運転管理者の選任要件や、アルコールチェックを含めた 業務内容の周知等を引き続き行っていく必要がある。
- 個人事業者等、安全運転管理者等選任対象外である事業者に 対する飲酒運転を防止する措置の周知を含めた取組を検討する 必要がある。

参考 道路交通法

- ・ 令和3年II月、安全運転管理者_(※)に対するアルコール検知器 の使用義務化規定を新設
- ※ 道路交通法上、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者が、事業所等ごと に置かなければならないとされている。
- 令和5年12月1日からアルコール検知器の使用義務化規定を施行



引用:内閣府「令和4年版交通安全白書」

全国の飲酒運転による死亡事故・重傷事故件数のうち、通行目的が業務又は通勤のものについて、安全運転管理者等の選任状況別の推移をみると、そもそも選任対象外であるケースが一番多く、また、安全運転管理者選任事業所や運行管理者選任事業所の運転手による死亡事故も毎年発生している。

(3) 県民に対する支援

① アルコール健康障害対策

- 飲酒運転根絶に向けて、アルコール依存症の疑いがある者の 早期発見・早期治療による問題飲酒行動の改善や治療等の対応 は重要。
- 県では、アルコール健康障害等の患者が適切な医療を受けられるよう、依存症治療拠点機関を選定し、関係機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症の医療提供体制整備に努めている。
- 依存症相談拠点機関を設置し、治療拠点機関や専門医療機関 及びその他の医療機関、行政、自助グループ等の関係機関と ともに、地域の実情に応じた連携体制を整備している。
- 現在、アルコール健康障害の相談は、精神保健福祉センターや保健所等で行っているが、本人やその家族がどこに相談に行けばよいかわからず、適切な相談や治療、回復につながっていないことがあるため、早期に適切な支援に繋げるための仕組みや、相談支援体制の整備と周知を行う必要がある。

参考

▶ アルコール健康障害

アルコール依存症その他の多量の飲酒、20歳未満の者の飲酒、 妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害。(アル コール健康障害対策基本法第2条)

▶ アルコール依存症

アルコールを繰り返し多量に摂取した結果、アルコールに対し依存を形成し、生体の精神的及び身体的機能が持続的あるいは慢性的に障害されている状態。

▶ 依存症専門医療機関

精神科病院等のうち、アルコール依存症の専門性を有した医師が 担当する入院治療や専門プログラムを有する外来医療を行っている等 の選定基準を満たした医療機関。

依存症治療拠点機関

医療機関を対象としたアルコール依存症に関する研修を実施する ことができる等の選定基準を満たした医療機関。

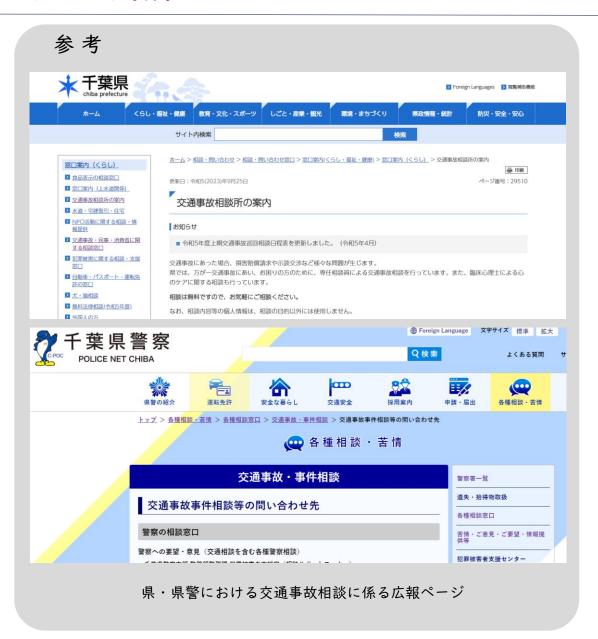
▶ 自助グループ

依存の問題や悩みを抱えた人たちが仲間と体験を共有したり、 分かち合ったりするなど依存症からの回復を図るため、自発的に結び ついた集まりのこと。アルコール依存症においては、本人と家族の グループがある。(断酒会(本人、家族)、AA(本人)、アラノン (家族、友人))

(3) 県民に対する支援

② 飲酒運転等に係る被害者等支援

- 県では、交通事故相談所を設置し、交通事故の被害者等が 抱える損害賠償問題、更生問題等様々な交通事故相談に応じる とともに、必要に応じて関係機関への斡旋を行う他、心の 相談員を配置し、心のケアへの対策を図っている。
- 県警では、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチームによる カウンセリングにおいて、飲酒運転を含む事件や事故の被害者 や遺族の精神的悩みなどの緩和や軽減を図るため、面接による 相談に応じている。
- 千葉県市町村事務組合の実施する交通災害共済について、 共同処理市町村においては、その申込窓口として、加入勧奨に 取り組んでいる。
- 引き続き関係機関において、交通事故を含めた犯罪被害者等に対する経済的支援、無料法律相談等を行っていく必要がある他、必要な制度や機関の紹介等、関係機関の連携を図っていく必要がある。



(4)県民主体の取組

① 事業者・県民による取組

ア 条例に基づく取組の実施

- 飲食店営業者、酒類小売業者並びにタクシー事業者及び 運転代行業者並びにそれらの従業員は、客等が飲酒運転を していることを確認したとき又は飲酒運転をするおそれが あると認めるとき等は、速やかにその旨を警察官に通報する よう努めなければならない。
- 違反者の違反事実等の通知を受けた事業者は、従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導、その他の必要な措置を講じなければならない。
- 事業者及び飲食店は、引き続き条例に基づき飲酒運転防止 措置の実施に努める必要がある。
- 飲酒運転の根絶を図るためには、県民の自主的な取組を 促すことが重要であることから、地域住民参加型の組織運営 を推進するため、各飲酒運転根絶協議会による地域住民代表 への働きかけを引き続き行う必要がある。

イ 県民から警察への通報を促す取組(通報義務等)

- 飲酒運転に対しては、県警による取締りの強化をはじめ、 関係機関・団体等と連携し、各種対策を講じてきたが、飲酒 運転事故の発生を抑止するためには、県民の協力を得ること が必要不可欠。
- 県では、県民等が「飲酒運転を行おうとしている者」等を 把握した場合に、警察へ通報すべき旨を条例に義務付け (努力義務)、県警では、県民等から広く情報提供を得る ため、県警ホームページに専用のページを設けた。

県民等の通報意識の醸成を図り、通報率を確保するためには、飲酒運転通報に係るマニュアルを周知し、通報を意識付けるための取組を推進するなど、あらゆる機会を通じ、県民等へ周知徹底に努める必要がある。

(5) 公職にある者の飲酒運転の根絶

- ① 公職にある者の飲酒運転の根絶
 - 県及び県警、各任命権者では「交通事故等に係る職員の懲戒 処分等に関する取扱要綱」を、県教委では「懲戒処分の指針」 を定めている。また、関係所属に対し、職員の綱紀保持の徹底 について周知等をしている。
 - 一方で、飲酒運転根絶に率先して取り組む立場にあり、高い 倫理観が求められる職員が飲酒運転により検挙される事案も 発生している。

- 県民の信頼回復に向けた取組が求められており、引き続き、 県職員等、公職にある者に対する教育や取組を実施し、公職 にある者の飲酒運転を根絶する必要がある。
- 引き続き、法令に基づく防止措置を実施する必要がある他、 徹底的に飲酒運転を根絶するための手法や機会を検討する 必要がある。

参考

〇県職員(※)が飲酒運転により検挙された事案(直近3か年)

- ・令和3年4月 健康福祉部出先機関職員(酒酔い運転)
- ・令和3年6月 健康福祉部出先機関職員(酒酔い運転)
- ・令和5年3月 健康福祉部出先機関職員(酒気帯び運転)
- ・令和5年6月 県立高等学校職員(酒気帯び運転)
- ・令和5年6月 県立高等学校職員(酒気帯び運転)
- ※ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する県の職員

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例(抄)

(公職にある者の率先垂範)

第三条 知事、県議会議員その他の県の特別職である者及び県職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する県の職員をいう。)は、自らの行動を厳しく律するとともに、県民に範を示すべき立場であることを深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとする。

2 公職にある者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する職にある者並びに国及び地方公共団体の職員をいう。)及びこれに準ずる者(前項の者を除く。)は、同項の趣旨を踏まえ、飲酒運転の根絶に率先して取り組むよう努めるものとする。

3 基本方針

~飲酒運転ゼロを目指して~

県、県警、市町村、関係機関・団体は、「飲酒運転を根絶する」という 強い意識を持ち、また、相互に連携して「飲酒運転は絶対しない、させ ない、許さない」という県民意識の定着を図るため、飲酒運転の根絶に 関する教育や知識の普及、啓発活動等を推進する。

4 計画期間及び目標

計画期間

令和6年度~令和10年度(5か年)

目標

• 飲酒運転による死亡事故件数 (毎年度)

0件

• 飲酒運転による交通事故件数(毎年度)

着実な減少

• 公職にある者の飲酒運転件数 (毎年度)

〇件

• 飲酒運転根絕宣言事業所登録数(RIO年度)

10,000件

これまでの登録数 約2,000件(過去2年間) → R6~RIO 8,000件の新規登録を目指します。 R6:2,000件、R7:2,000件、R8:2,000件、R9:1,000件、RIO:1,000件

· 飲酒運転根絕宣言店登録数(RIO年度)

3,000件

これまでの登録数 約700件(過去2年間)→R6~RIO 2,300件の新規登録を目指します。

R6:600件、R7:600件、R8:500件、R9:400件、R10:200件

5 計画の推進体制及び評価

推進体制

千葉県飲酒運転根絶連絡協議会は、計画を策定し、その実施に関して必要な協議 と調整を行う。

※千葉県飲酒運転根絶連絡協議会は、県環境生活部生活安全・有害鳥獣担当部長を会長とし、県の執行機関、 市町村、特定事業者の団体等、条例に基づく措置、取組等に関係する機関・団体に属する委員で構成。

県・県警・市町村・関係機関・団体は連絡協議会を通じ、相互に情報交換を行い、 連携を図りながら基本方針にのっとった取組を推進する。

評価

- 事業の取組状況及び目標の達成状況について、PDCAサイクルに基づき、<u>毎年度、</u> 千葉県飲酒運転根絶連絡協議会において評価を行う。
- 評価結果に応じて柔軟に計画を見直すことで、より一層の事業の推進を図る。

6 具体的な取組 (I)教育・知識の普及・啓発・意識の高揚

① 県民に対する啓発・意識の高揚

◆ 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」環境 づくり

県及び千葉県交通安全対策推進委員会では千葉県交通 安全県民運動基本方針において「飲酒運転の根絶」を 最重点活動に掲げ、飲酒運転根絶協議会を中心に地域社会 と緊密な連携を図り、ハンドルキーパー運動による広報 キャンペーン等を年間を通じて実施するとともに、ラジオ 等を活用した積極的な広報啓発を行い、「飲酒運転は絶対 しない、させない、許さない」環境づくりのための飲酒 運転根絶対策を推進します。

◆ インターネットを活用した広報啓発活動

特定のキーワード(「居酒屋」等)を検索した際に表示 される検索連動型広告等を活用し、これから飲酒しようと する県民等を対象として、飲酒運転の防止を働きかけます。

◆ 県民に対する情報の提供

県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に 資するため、飲酒運転による交通事故の発生状況等に 関する情報の収集、整理及び分析を行い、県民、事業者 等に対し、その結果を提供します。

◆ 飲酒運転根絶協議会の取組の支援

県は、警察署・市町村・地域企業などで構成する飲酒 運転根絶協議会の活動に対し、啓発物資の提供などの 支援を行います。

市町村は、県、県警、関係機関・団体と連携を図りながら、飲酒運転根絶に向けた効果的な広報啓発活動を推進し、住民による飲酒運転根絶の取組に対して、必要な支援を行うよう努めます。

6 具体的な取組 (I)教育・知識の普及・啓発・意識の高揚

②事業者に対する取組

◆ 飲酒運転根絶宣言事業所(店)制度

事業者及び飲食店営業者に対して、県の施策「飲酒 運転根絶宣言事業所(店)」事業に届け出るよう働き かけます。

啓発物資の作成や、取組事例を取りまとめ、優秀な 取組を取り上げ、取組の普及を図る等、事業者における 取組を促進するため継続的に必要な措置を講じます。

◆ 事業者及び飲食店事業者に対する条例に基づく通知等

県警は、飲酒運転の違反者を検挙した際、違反者が 通勤中であった場合、速やかに、違反した事実及び 勤務先等について県に情報提供し、県は、勤務先に違反 した事実を通知します。

県警は、違反者が飲食店で飲酒後に飲酒運転で検挙された場合、速やかに県に対し、違反した事実及び飲食店事業者等について情報提供し、県は、飲食店事業者に違反した事実を通知し、必要に応じて飲食店営業者に対し立ち入り調査等を実施します。

◆ 酒類販売店・コインパーキングにおけるステッカーの 掲示による啓発

コンビニエンスストア・スーパー等の酒類の販売 コーナーやコインパーキングの精算機などに、飲酒運転 防止に係るステッカー等を掲出します。

◆ 自動車運転代行業の利用促進に向けた取組

業界の健全化に向け、関係機関との連携を密にし、 法の規定による指示、営業停止命令等の行政処分や 取締りを的確に行い、自動車運転代行業の業務の適正な 運営を確保するための指導・監督を実施するとともに、 運転代行の利用促進に向けた広報の具体的方法等に ついて検討します。

6 具体的な取組 (I)教育・知識の普及・啓発・意識の高揚

③ 飲酒運転根絶に係る教育の実施

◆ メッセージコンクールを通じた中高生に対する飲酒運 転根絶教育

飲酒可能年齢に達する前の中学生や高校生の視点から 飲酒運転根絶メッセージを作成してもらい、その親の 世代をはじめとした県民に広く発信することにより、 身近な家族から地域全体に至るまで飲酒運転根絶に 向けた気運の高揚を図ります。

また、近い将来運転免許を取得し運転手になる中学生 や高校生が当コンクールに参加し、飲酒運転について 主体的に考える契機とすることで高い規範意識を養う ことに繋げていきます。

◆ 社会人・大学生・中高生等への講習会の開催

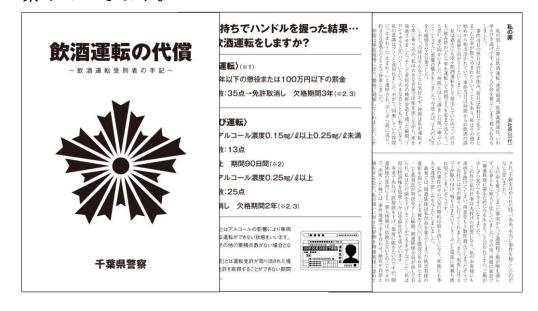
酒酔い状態の疑似体験ができる「飲酒疑似体験 ゴーグル」等の活用や交通安全教育推進員を講習会に 派遣することにより飲酒運転は悪質・危険な犯罪である ことや、その影響の大きさを改めて理解いただくことで 飲酒運転根絶の気運を高めます。

特に、20代への教育について、大学機関等の連携等、新たな啓発の機会の創出を検討します。

◆ 飲酒運転受刑者の手記を活用した啓発事業

県警では、飲酒運転により交通事故を起こし、人を 死傷させてしまった後悔や苦悩が書かれた、飲酒運転 受刑者の手記を作成しています。

手記をまとめた冊子を運転免許センター・警察署での 講習等で配布したり、手記を題材とした動画を県警 ホームページ等で公開し、飲酒運転について主体的に 考える契機とすることで、高い規範意識を養うことに 繋げていきます。



(2) 運転者対策

① 運転者に対する取締り・指導等の実施

◆ 交通指導取締りの実施

飲酒運転による交通人身事故の発生状況、県民から 寄せられた飲酒運転に関する情報等を踏まえ、飲酒運転 の検挙に向けた効果的な取締りや、飲酒運転を助長する 罪(「同乗罪」、「車両提供罪」、「酒類提供罪」)の 検挙を行います。

◆ 運転者教育

運転免許更新時等、運転者教育において飲酒運転根絶に係る内容の講習を行います。

◆ 飲酒運転をした者に対する指導等

飲酒運転違反歴のある者が運転免許を取り消された 場合等に実施する飲酒運転取消処分者講習受講者に 対して、平素の飲酒状況等の聞き取りを行うほか、 カウンセリング等を行うなど、飲酒が運転に与える影響 や危険性について指導します。

◆ 事業者によるアルコールチェック等の取組

アルコールチェック等の安全運転管理者業務の適正化 を促すとともに、安全運転管理者未選任事業所の把握に よる選任及び届出指導に努めます。

また、安全運転管理者等選任対象外事業者に対しても、 アルコールチェック等の取組を促す啓発について検討 します。

(3) 県民に対する支援

① アルコール健康障害対策

◆ アルコール健康障害の発生予防・進行防止

千葉県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、 アルコール健康障害対策を総合的に推進するため、県民、 事業者等と連携するとともに、アルコール健康障害に 関する正しい知識や問題飲酒行動・アルコール依存症等 の健康障害の早期発見のための質問票(AUDIT等)の 普及、電話相談や相談会などを実施し、家族、事業者 など周囲の者の適切な対応方法について啓発します。

また、依存症治療拠点機関における「アルコール健康 障害に関する医療機関職員研修」(県委託)や、支援者 向けの研修(精神保健福祉センター主催)の実施により、 県内のアルコール依存症医療提供体制の整備を図ります。

その他、依存症専門医療機関を設置し、専門的な医療の提供を行うとともに、適切な医療提供ができる体制の整備及び周知を図ります。

◆ 飲酒運転をした者等への対応

飲酒運転取消処分者講習の受講者に対して、適切かつ 効果的な指導を行うとともに、必要に応じて専門的な 医療機関等を案内します。

さらに、アルコール依存症等の相談窓口や、相談会の紹介等をより広く行っていくための取組を検討し、アルコール健康障害の本人や家族などの早期発見(気づき)に係る取組を強化することにより、アルコール健康障害に起因した飲酒運転の再発防止等に努めます。

(3) 県民に対する支援

② 飲酒運転等に係る被害者等支援

◆ 交通事故相談

県は、交通事故の被害者等が抱えている損害賠償問題、 更生問題等様々な交通事故相談に応じるとともに、必要 に応じて関係機関への斡旋を行う等、被害者の救済に 寄与することを目的とした交通事故相談所を設置し、 相談員により交通事故相談を実施するとともに、心の 相談員を配置し、心のケアへの対策を図ります。

遠隔地の相談者に対しては、市町村と連携して、交通 事故の巡回相談も併せて実施します。

◆ 交通遺児激励事業

県は、関係機関と連携しながら、交通事故により 保護者等を失った児童・生徒に対する激励事業を実施 します。

◆ 犯罪被害者等支援

県は、飲酒運転による事故等の犯罪被害者等に対し、 相談等を行う支援機関を紹介するとともに、法的支援を 必要とする方には被害者支援に精通した弁護士による 無料法律相談を実施するほか、危険運転致死傷罪により 亡くなられた方の御遺族や重傷病を負われた方に見舞金 を支給します。

県警は、交通事故等の被害者やその家族は、事件・ 事故による直接的な被害だけではなく、精神面や経済面 において二次被害を受けることが多い状況にあること から、再び平穏な生活を営むことができるよう、被害者 等の心情に配慮した適切な被害者支援に努めます。

市町村は、犯罪の被害により収入がなくなったり、 減少したことから生活に困っている方に対して困窮の 程度に応じて、生活扶助、住宅扶助、医療費扶助等の 生活保護制度を紹介します。

千葉県市町村事務組合の実施する交通災害共済について、共同処理市町村においては、その申込窓口として、加入勧奨を行います。

(4) 県民主体の取組

① 事業者・県民による取組

◆ 事業者等における条例に基づく取組の実施

事業者は、条例に基づき、従業員が通勤途上で違反者となり県の通知を受けた場合、アルコール検知器等の 積極的な活用及び社内教育を実施します。

飲食店営業者は、飲食店営業者が違反者に対しその 違反に係る酒類を提供していたことが判明し、県からの 通知を受けた場合、店内における啓発の実施及び客の 飲酒運転を防止するために必要な措置を行います。

通知の有無に関わらず、条例に基づき事業者及び 飲食店営業者は飲酒運転防止措置に努めます。

◆ 県、県警、市町村等が実施する取組への協力

県民や事業者は、飲酒運転根絶宣言制度等、県、県警、 市町村等が実施する飲酒運転根絶に係る取組へ協力する よう努めます。

◆ 通報意識の向上

県民や事業者は、飲酒運転をしている者を確認したときや、必要な防止措置を講ずることが出来ないとき、防止措置を講じてもなお関係者が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、速やかにその旨を警察官に通報するよう努めます。

◆ 県民主体の交通教育の実施

事業者は、従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する 教育、指導その他必要な取組を行うよう努めます。

県民は、飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深めるとともに、家庭、職場、地域等において、飲酒運転の根絶を図るための取組を自主的かつ積極的に行うよう努め、国、県及び市町村が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めます。

6 具体的な取組 (5)公職にある者の飲酒運転の根絶

① 公職にある者の飲酒運転の根絶

◆ 飲酒運転根絶に係る教育の実施

県、市町村その他の地方公共団体等は、職員に対して 飲酒運転根絶に係る教育を実施し、公職から飲酒運転を 根絶するための意識の向上を図ります。

職員が飲酒運転を行った場合は、県、市町村その他の地方公共団体等は、運転者だけでなく、同乗者や飲酒を勧めた者に対しても、事故の有無にかかわらず、懲戒免職を含めて厳正に対処します。

◆ 飲酒運転防止措置の実施

県では、令和4年4月1日から運転前後の運転者 (職員)に対し、目視等により酒気帯びの確認を行って います。さらに、令和4年10月1日からはアルコール検知 器を用いた酒気帯びの有無の確認を実施しています。 引き続き、各所属でこれらの確認を徹底するよう時期を 捉え注意喚起を行います。

また、市町村その他の地方公共団体等においても、 アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を実施 し、引き続き法令に基づく飲酒運転防止措置を行います。

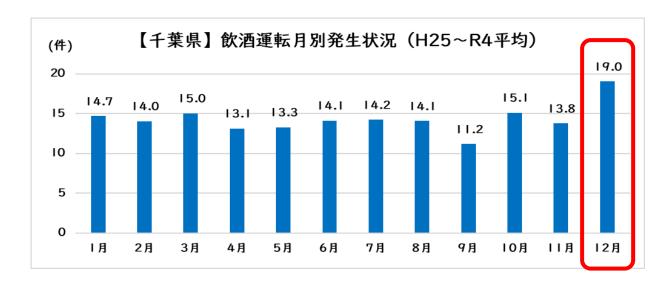
◆ 飲酒運転根絶に係る広報啓発の実施

県が発行する広報誌やポスター等を、国、市町村 その他の地方公共団体等へ配布し、職員に対する飲酒 運転根絶に係る広報啓発を実施し、公職から飲酒運転を 根絶するための意識の向上を図ります。

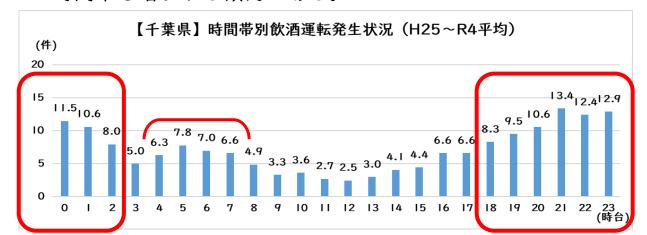


参考資料(1)飲酒運転事故の詳細分析

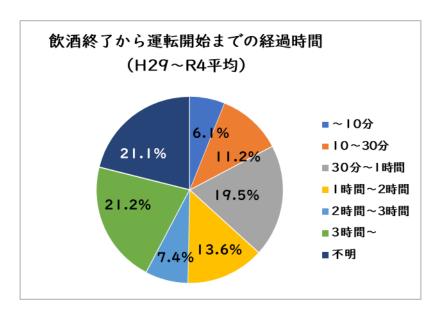
• 月別発生状況では、12月が一番多い(H25~R4平均)。



• 時間帯別では、18~2時で約5割を占め、明け方の時間帯も増加する傾向にある。

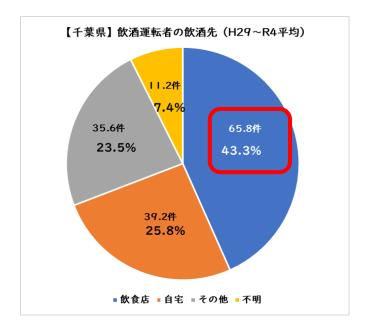


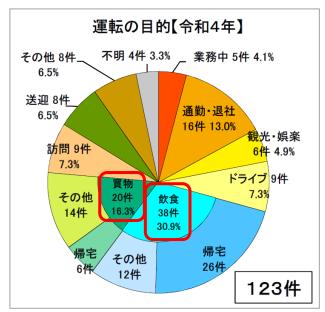
飲酒終了から運転開始までの経過時間のうち、1時間以内経過後での運転開始が4割弱。

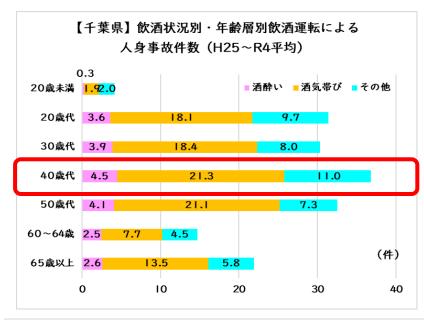


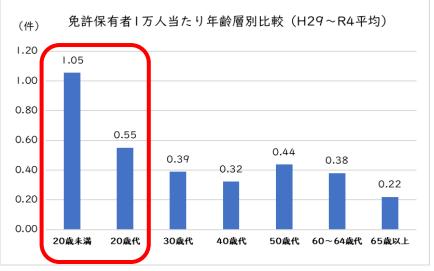
参考資料(1)飲酒運転事故の詳細分析

- 飲酒運転事故件数は40歳代が一番多く(H25~R4平均)、 免許保有者一万人当たり年齢層別で比較すると、30歳未満の 件数が多い。(H29~R4平均)
- 飲酒先は、飲食店が全体の約4割(H29~R4平均)、 運転の目的別では、飲食と買物で約5割(58件、 47.2%)を占めている(R4)。









参考資料(2)飲酒運転に係るアンケート調査

- 本計画の策定に先立ち、今後の対策を検討する上での 参考とすべく、県民の飲酒運転に係る意識調査を実施。
- (1) 実施概要
- ア 調査対象
 - ・免許申請等での来署者(38警察署)
 - ·各地域振興事務所 来庁者
 - ・夏の交通安全運動キャンペーン参加者 等
- イ 調査期間

令和5年7月12日~9月30日

ウ 回答状況

総数 428件(うち県内居住者 417件)

- 工 調査項目
 - ① 全国ワースト上位の認知度
 - ② 周辺者3罪の認知度
- ③ ハンドルキーパー運動の認知度
- ④ 飲酒店における飲酒運転防止措置の確認体験の有無
- ⑤ 飲酒運転根絶宣言事業所(店)の認知度
- ⑥ 飲酒運転根絶条例の認知度
- ⑦飲酒運転を防止するための各対策の必要性に対する認識

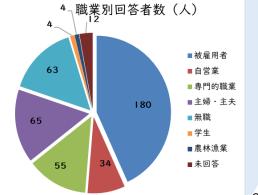
回答者属性

匝瑳市

回答	合計	割合	回答	合計	割合
千葉市	72	17.3%	東金市	8	1.9%
市原市	11	2.6%	山武市	4	1.0%
市川市	20	4.8%	大網白里市	6	1.4%
船橋市	18	4.3%	九十九里町	2	0.5%
習志野市	3	0.7%	芝山町	0	0.0%
八千代市	5	1.2%	横芝光町	6	1.4%
浦安市	0	0.0%	茂原市	34	8.2%
松戸市	18	4.3%	一宮町	0	0.0%
野田市	10	2.4%	睦沢町	0	0.0%
柏市	5	1.2%	長生村	1	0.2%
流山市	5	1.2%	白子町	2	0.5%
鎌ケ谷市	18	4.3%	長柄町	1	0.2%
我孫子市	0	0.0%	長南町	2	0.5%
成田市	12	2.9%	勝浦市	2	0.5%
佐倉市	20	4.8%	いすみ市	3	0.7%
四街道市	10	2.4%	大多喜町	3	0.7%
八街市	0	0.0%	御宿町	0	0.0%
印西市	3	0.7%	館山市	5	1.2%
白井市	3	0.7%	鴨川市	18	4.3%
富里市	2	0.5%	南房総市	4	1.0%
酒々井町	3	0.7%	鋸南町	1	0.2%
栄町	1	0.2%	木更津市	3	0.7%
香取市	14	3.4%	君津市	9	2.2%
神崎町	0	0.0%	富津市	1	0.2%
多古町	3	0.7%	袖ケ浦市	0	0.0%
東庄町	0	0.0%	合計	417	100%
銚子市	5	1.2%			
旭市	12	2.9%			
	1				



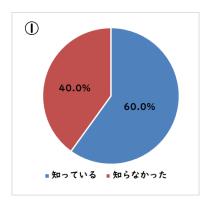


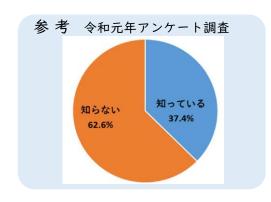


参考資料(2)飲酒運転に係るアンケート調査

①千葉県の飲酒運転事故件数が全国上位で推移していることを知っていますか。

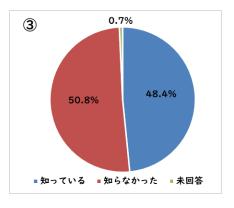
→6割が「知っている」と回答。前回のアンケート結果と比較すると、「知っている」 と回答した人の割合が増加し、啓発広報の一定の効果が見られる。

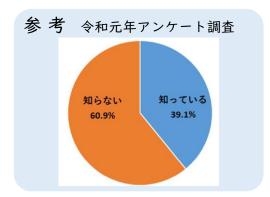




③ハンドルキーパー運動を知っていますか。

→約半数が「知っている」と回答。前回のアンケート結果と比較すると、「知っている」 と回答した人の割合が増加し、啓発広報の一定の効果が見られる。

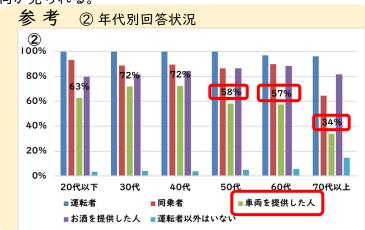




②飲酒運転で検挙された際、罰せられる可能性がある人は次のうちどれでしょう。 (複数回答可)

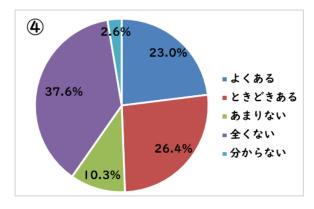
→ほとんどの人が「運転者」が罰せられると回答し、約8割が「同乗者」「酒類提供者」も罰せられる可能性があると回答したが、「車両提供者」が罰せられる可能性があると回答した人は約6割にとどまり、年代別に見ると50代から年齢があがるについて認識が低い傾向が見られる。





④酒類を提供する飲食店で飲酒する際、店員等から来店時の 交通手段や退店後の車両運転の有無等に関する確認をされた ことはありますか。

→約半数は「よくある」又は「ときどきある」と回答した一方 で、約4割は「全くない」と回答。

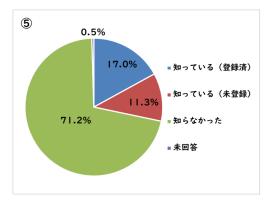


参考資料(2)飲酒運転に係るアンケート調査

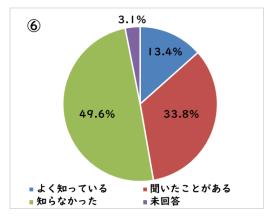
⑤飲酒運転根絶宣言事業所(店)を知っていますか。

→約7割が「知らなかった」と回答したことから、県民総ぐるみの取組を推進していくため、より周知に努める必要がある。

※ 宣言事業所(店)の登録数は、県内事業所及び飲食店の約 | %程度。

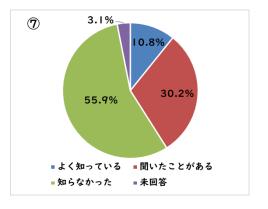


- ⑥「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が制定されていることを知っていますか。
- →約15%が「よく知っている」と回答した一方で、約半数は「知らなかった」と回答。

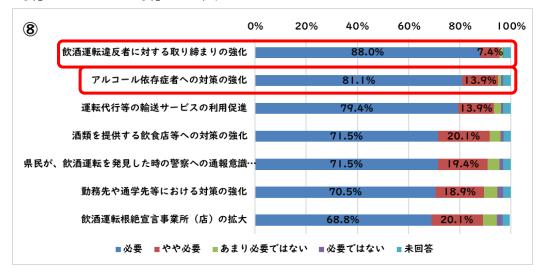


⑦条例で、県民や事業者、飲食店等の役割が書かれていることを知っていますか。

→約6割が「知らなかった」と回答。 特に、飲食店による来店客への取組や 事業者による従業員に対する教育等を 推進していくためにも、条例における 事業者等の役割を周知していく必要が ある。



- ⑧飲酒運転を防止するための対策について、あなたはどのように思いますか。
- →約9割が「飲酒運転違反者に対する取締りの強化」が「必要」又は「やや必要」と回答。次いで、「アルコール依存症者への対策の強化」に対して約8割が 「必要」又は「やや必要」と回答。



参考資料(3)千葉県飲酒運転根絶連絡協議会

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例(抄)

(千葉県飲酒運転根絶連絡協議会)

第二十条 県は、県の執行機関、関係団体その他の関係者により構成される千葉県飲酒運転根絶連絡協議会(以下「連絡協議 会」という。)を置く。

2 連絡協議会は、飲酒運転根絶計画の策定並びに飲酒運転の根絶を図るための施策の実施に関し必要な協議及び調整を行うものとする。

3 (略)

千葉県飲酒運転根絶連絡協議会会則 (抄)

(組織)

第三条 連絡協議会は、別表に掲げる構成団体から推薦された 会員で構成する。

会則 (別表)

区分	機関・団体名
会長	環境生活部生活安全・有害鳥獣担当部長
県の執行機関	環境生活部くらし安全推進課
県の執行機関	健康福祉部障害者福祉推進課
県の執行機関	教育庁教育振興部児童生徒安全課
県の執行機関	千葉県警察本部交通部交通総務課
市町村	千葉市市民局市民自治推進部地域安全課
市町村	県市長会
市町村	県町村会
関係団体	公益財団法人千葉県交通安全協会
関係団体	一般社団法人千葉県安全運転管理協会
関係団体	千葉県PTA連絡協議会
事業者団体	一般社団法人千葉県商工会議所連合会
特定事業者の団体	公益社団法人全国運転代行協会千葉県支部
特定事業者の団体	一般社団法人千葉県タクシー協会
特定事業者の団体	一般社団法人千葉県トラック協会
特定事業者の団体	千葉県小売酒販組合連合会
特定事業者の団体	全国共済農業協同組合連合会千葉県本部
特定事業者の団体	一般社団法人千葉県建設業協会